第２回門真市教育振興基本計画策定委員会（10/19）

資料３

門真市教育振興基本計画
（素案）

目次

はじめに

第１章　計画の策定にあたって

１．策定の趣旨

２．計画の位置づけ

３．計画の期間

第２章　門真市の教育を取り巻く状況

１．社会の動向

２．門真市の状況

第３章　門真市の教育がめざす基本的な方向性

第４章　今後５年間に取り組む施策

施策の方向１　確かな学力の育成

施策の方向２　すべての子どもへの学習の支援

施策の方向３　豊かでたくましい人間性の育み

施策の方向４　健やかな体を育てる教育の推進

施策の方向５　教職員の資質向上

施策の方向６　学校の組織力向上と開かれた学校づくり

施策の方向７　安全・安心・快適な学びの場づくり

第５章　推進に向けて

第１章　計画の策定にあたって

１．策定の趣旨

２．計画の位置づけ

３．計画の期間

次回提示

第２章　門真市の教育を取り巻く状況

１．社会の動向

２．門真市の状況

次回提示

第３章　門真市の教育がめざす基本的な方向性

次回提示

（基本理念、基本目標について記載する）

第４章　今後５年間に取り組む施策

施策の方向１　確かな学力の育成

（1）学習指導要領の確実な実施

現状と課題

小学校では令和２（2020）年度、中学校では令和３（2021）年度より新しい学習指導要領に基づいた教育活動が開始します。この学習指導要領では、実際の社会や生活の中で生きて働く知識及び技能の習得、予測困難な時代に対応することができる思考力、判断力、表現力等の育成、そして学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう人間性等を養うことが重要であり、この 3 つの力をバランスよく育むことが求められています。また、3 つの力を育むには、子どもたちが主体的な活動を通して「何をどのように学ぶか」という学びの質や深まりを重視し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業実践が必要です。

加えて、社会や地域の状況を幅広く視野に入れ、学校教育活動を通じてよりよい社会を作るため、「社会に開かれた教育課程」を実現していくことや、学校が社会と連携しながら適切な教育課程を編成し、「カリキュラム・マネジメント」の実現を図ることも求められています。

今後の方向性

学習指導要領で明記された「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善を推進するとともに、継続的な学校訪問支援をとおして、全小中学校に配置されている学習用端末を活用した効果的な学習方法についての研究を行っていきます。

また、子どもたちが主体的に学びに向かうことができる授業づくりに向け、門真市教育委員会が作成した「門真市版授業スタンダード」については、一定市内小中学校に浸透し、「門真市版授業スタンダード」を踏まえた授業が実践されるようになってきました。今後は、新学習指導要領をより一層踏まえた授業改善に向け作成した、「門真市版授業づくりベーシック」を活用し、学校訪問研修や門真市教育委員会主催研修、学力向上担当者連絡会等で、各校において単元目標の達成に向けた授業改善の支援を実施していきます。

めざす指標

次回提示予定

主な取組

①学習指導要領に基づいた授業の推進

学習指導要領における改訂趣旨や内容などについてすべての教職員が理解し実践できるよう、効果的な指導方法や実践事例などの研修等を行い、新たな時代に求められる資質・能力の育成に向けた授業の改善を行うとともに、子どもたちの基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、総合的な生きる力を養うための授業づくりを推進します。

②「門真市版授業づくりベーシック」の推進

新学習指導要領を踏まえた授業内容の改善を行うため、「門真市版授業づくりベーシック」に基づいた単元指導目標の達成に向けた授業づくりを、各校において計画的、系統的、組織的に推進します。

③「門真市版授業スタンダード」の推進

子どもたちの主体的な学びを促す授業づくりを進めるため、「門真市版授業スタンダード」を授業改善の基本理念として、流れが形骸化しないよう学校における授業研究や研修を行うなど、確実な実践に向けた取組を進めます。

④社会に開かれた教育課程の推進

子どもたちが自らの人生を切り拓いていくために求められる資質・能力を教育課程において明確化し、育んでいくとともに、教育課程の実施に当たっては地域の人的・物的資源の活用や地域から学ぶ機会の確保など、学校教育を学校内に閉じず、地域とその目標の共有や連携を図る取組を進めます。

⑤プログラミング教育の推進

学習指導要領において、学習の基盤となる資質・能力として「情報活用能力（情報モラルを含む。）」が明記され、その情報活用能力の育成を図るための学習活動のひとつとして、プログラミング教育が挙げられています。プログラミング教育では、教科書教材の活用に加え、総合的な学習の時間も含めた全ての教育活動を通じて、体験活動を中心とした授業等を通して、コンピュータ等を必要に応じて活用しながら論理的思考力を身につけます。

⑥ICT 機器の活用

令和３（2021）年度から開始する GIGA スクール構想のもとでの ICT 機器を活用した学習活動を推し進めるため、児童・生徒の学習用端末等を効果的に活用した授業づくりに向け、ICT 支援員などの専門的知識を持った人材の活用も視野に入れつつ、各校の情報化担当教員を中心に、ICT 機器の活用方法の研究および授業改善に向けた取組を進めます。

（2）学力向上に向けた基盤づくり

現状と課題

平成 24（2012）年度に外部有識者等による学力向上対策委員会を設置し、その提言から「授業改善」「学校組織改善」「家庭学習改善」「生徒指導改善」の４観点を中心に取組を行ってきました。その結果、全国学力・学習状況調査や大阪府チャレンジテストにおいて、最下位を脱した教科もあり、全国学力・学習状況調査の標準化得点についても一定の伸びを示してきたところもあります。

しかしながら、依然として学力状況は全国平均には及ばず、学習指導要領に示される「主体的・対話的で深い学び」の視点を大切とした、社会に出てからも学んだことを生かすことができる資質、能力のひとつとしての学力を身につけさせるためには、乗り越えなければならない多くの課題があります。

そのため、門真市教育委員会においては、令和２（2020）年度に「門真市学力向上アクションプラン」を策定し、プランに基づく学力向上に向けた取り組みを進めています。

今後の方向性

「門真市学力向上アクションプラン」に基づき、児童生徒が授業で学習した内容を確実に身につけ、学ぶ意欲や自尊感情を高めていけるよう、学習指導要領を踏まえた授業を実施してまいります。また、教科の特性や指導内容、児童生徒の学習の定着状況を踏まえた、よりきめ細やかで効果的な習熟度別指導等の実施を図り、「生きる力」を育む教育活動を実践し、児童生徒の学力向上に努めます。

さらに、全国学力・学習状況調査に出題される問題の傾向や、求められている学力についての分析を、小中学校の教員が理解することが大切であるため、各校において結果の分析等を引き続き行うとともに、市独自の門真市学習到達度調査も進め、各調査結果を活用した取組を進めます。

めざす指標

次回提示予定

主な取組

①門真市学力向上アクションプランの推進

令和５（2023）年度までに門真市の児童生徒の学力を向上させることを目指し、令和２（2020）年度に策定した「門真市学力向上アクションプラン」を、教職員全員が十分に理解し進めることができるよう周知を図った上で、教育委員会から教職員までが一体となってプランに基づいた取組を推進します。

②門真市学習到達度調査等の実施及び活用

全国学力・学習状況調査や大阪府チャレンジテスト、大阪府新学力テスト（小学生すくすくテスト）、に加え、各調査の対象となっていない児童生徒を対象に市独自の学習到達度調査を実施し、子どもたちの学力の経年比較による実態把握を行います。

また、各調査の問題内容の把握を行うとともに、調査結果については分析・総括を行い、学校ごとの傾向等を踏まえた授業改善に活用するなど、今後の学力を高める効果的な活用を行います。また、より効果的な分析が実施できるよう外部委託も視野に入れつつ分析手法についても改善します。

③質の高い授業づくり

様々な業務に追われて多忙化に拍車がかかる学校現場において、業務の軽減を図るための措置などを行うとともに、効果的な教員研修の実施、先進自治体・先進校等への視察を進め、各校においても校長のリーダーシップのもと、効率的な授業研究体制を確保できる学校環境の構築に取り組みます。また、学力向上に向けたモデルとなる取組を行う重点支援校を数校指定し、指導主事が連携・支援しながら、重点支援校を中心とした授業力の向上に取り組みます。

④組織体制の強化と目標の共有

門真市教育委員会として、これまでの学力向上に関する取組や各種調査結果について、再検証・分析を行い事業改善を図るとともに、課題や目標、取組方針について、門真市教育委員会から教職員まで、全員が共有しながら取り組みを進めます。

また、指導主事が専門性を発揮し、学校への支援、指導助言をより効果的に実施できるよう、体制の強化を図ります。

（３）グローバル化に対応するための取組の推進

現状と課題

　近年、グローバル化が急速に進展し、英語をはじめとした外国語の豊かな語学力や外国語を活用したコミュニケーション能力は、幅広い業種の職業や生活に必要なものとなっています。この状況を踏まえ、外国語教育のさらなる充実を図るため、学習指導要領において外国語教育の改善についての取組が位置付けられたところです。具体的には、小学校高学年における外国語の教科化や、中学校における外国語を聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、外国語でのコミュニケーションに関する資質・能力を向上させることとされています。今後、新学習指導要領に基づいた外国語教育を推進するため、授業体制の整備も含めた充実に向け、取り組んでいくことが求められます。

今後の方向性

　学習指導要領に対応するため、「聞くこと」「話すこと（やり取り）」「話すこと（発表）」の３領域を主としたコミュニケーション能力の向上に向け、ＩＣＴ技術、ＮＥＴ（外国人英語講師）等の活用や教員の指導力向上などによる指導体制を整えながら、外国語教育を推進します。また、学校外においても、関係事業者と連携しながら外国語に触れる様々な機会の場づくりを通じて、子どもたちの外国語への学習意欲を向上する取組を推進するなど、グローバル化に対応した人材づくりに取り組みます。

めざす指標

次回提示予定

主な取組

① 外国語（英語）教育の充実

　小学校においては、ＮＥＴ（外国人英語講師）を活用し３・４年生を対象に外国語活動を、５・６年生を対象に学習指導要領に教科として追加された外国語科を実施し、コミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力の育成をめざします。また、中学校においても、ＮＥＴ（外国人英語講師）を一層活用すると

ともに、小学校からの学びを接続した上で、外国語を使って何ができるのかということを意識しながら、日常的な話題を活用するなど、一層幅広いコミュニケーション能力を身につけることができるよう取り組みます。

合わせて外国語教育に関する授業力を向上するため、国の加配である小学校英語専科教員を中心に小中９年間を通じた英語授業づくりを推進します。

② 「めざせ世界へはばたけ事業」の推進

門真市と世界を舞台に活躍するグローカルな人材を育成するため、本市在住の中学生に英語による意見発表の機会として中学生英語プレゼンテーションコンテストを実施し、英語学習に対する意欲と実践的な英語コミュニケーション能力の向上を図ります。

③世界に関心を持つ機会づくりや海外の子どもたちとの交流の機会づくり

大阪府においても、大阪万博をはじめとした国際的なイベントの実施が予定され、またＩＣＴ技術やメディアの発達により様々な国際情勢に関する情報を身近に触れる機会も増えていることから、ＩＣＴ機器の活用による海外の子どもたちとのオンラインでの交流を図るなど、教育課程を通じて子どもたちが世界に関心を持てるような取組を進めます。

（４）一貫教育の推進

現状と課題

変化の激しいこれからの時代を生きる子どもたちは、将来の自立をめざし、自らの手で人生を切り拓くことや、多様な価値観を受容し、他者と共生していくことが求められます。自立に向けての十分な知識と技能を身につけ、思考力や判断力、表現力を磨き、主体的に多様な人々と協働することができるよう、子どもの能力や可能性を引き出し、自尊感情を高める教育の実現が必要となります。

しかしながら、現在の学校現場においては様々な教育課題が山積しており、また、児童生徒の発達の早期化等も指摘されている中、これまでの小学校、中学校という、いわゆる６・３制の枠組みでは課題への対応が難しくなってきている現状があります。子どもたちが将来の自立をめざして、自分の生き方を見つけることができる教育を行うためには、小学校、中学校がそれぞれに独立した教育活動を行うのではなく、義務教育９年間を見通した、系統性・連続性のある一貫した教育を進める「小中一貫教育」をより一層推進する必要があり、加えて、就学前教育との連携についても重要となります。

今後の方向性

門真市においては、小学校と中学校が連携し、義務教育９年間を見通す中で、子どもたちの発達段階に応じたきめ細かな学習指導や生徒指導に取組むことを理念とし、平成 19（2007）年度に「門真市小中一貫教育推進プラン」を策定し、小中一貫教育を進めてきました。しかし、策定から 10 年以上の歳月が経過する中、子どもたちを取り巻く学習環境や社会情勢も大きく変化し、また、平成 27（2015）年に学校教育法が改正され、新たな学校種としての義務教育学校が制度化されるとともに、小学校、中学校が義務教育学校に準じた形で一貫した教育を実施する仕組みも制度化されたことを踏まえ、門真市のこれからの小中一貫教育の在り方について、従来の「門真市小中一貫教育推進プラン」の見直しも含め再構築するなど推進に向けた取組を進めます。

めざす指標

次回提示予定

主な取組

①小中一貫教育の更なる推進

子どもたちが異年齢や異学年の子どもとの「縦のつながり」や「将来の自分とのつながり」を創るとともに、義務教育期間である９年間の系統性・連続性を大切にした教育活動を行う小中一貫教育を一層推進します。推進に当たっては、小中学校のそれぞれの教職員が義務教育９年間の全体像を把握した中で、それぞれの段階で身につける資質や能力を共有し、小学校から中学校へのスムーズな接続を意識した「緩やかなリレーゾーン」を創ることにより、小中学校間の段差を緩やかにしていけるよう取組を進めます。

②小中一貫教育を意識した小・小連携の推進

小中一貫教育の推進に合わせ、同中学校区内の小学校においては、小学校同士の連携を密にし、中学校へ入学するまでに身につける資質・能力について共有化を図ります。

③ 就学前教育からの円滑な接続

連続した教育活動を進めるためには、就学前から義務教育の学びの連続性を確保する必要があることから、平成 30（2018）年に策定された「門真市就学前教育・保育共通カリキュラム」についての理解を小学校において深め、就学前後の円滑な接続に努めます。また、必要に応じて就学前後において情報の共有の場を設け、連続した関わりを維持するよう努めます。

施策の方向２　すべての子どもへの学習の支援

（1）障がいのある子どもの自立支援

現状と課題

近年、支援を必要とする子どもが増加しており、必要な支援についても多様化している現状があります。障害のある子どもが、可能性や能力を最大限に伸ばし、将来の自立に向けた力をはぐくんでいけるよう、一人ひとりの教育的ニーズ応じた支援の充実が必要となります。また、障がいのある子どもが、学校生活において多くの子どもと交流し、認め合い、学び合うことを通して、障がいの有無にかかわらず、ともに助け合い、学び合う気持ちや態度を養うためには、組織的にユニバーサルデザインに基づいた授業づくりや学級づくりに取り組むことが求められ、「ともに学び、ともに育つ」教育をより一層発展させることが大切です。

また、多様な発達課題のある子どもや様々な教育的支援が必要な子どもが増加しており、それぞれの子どもがその特性に応じた必要な支援を受けられるよう、通級指導教室の拡充・推進が図られているところです。

障害者差別解消法の成立により、学校における基礎的環境整備と合理的配慮の重要性が非常に高くなっており、より一層すべての児童生徒、教職員、保護者、地域に対する支援教育への理解啓発の推進が求められています。

今後の方向性

各校で取り組んでいるユニバーサルデザインに基づいた授業づくりや学級づくりを門真市内の小中学校で共有し、充実を図ります。また、学校における基礎的環境整備の充実、合理的配慮や教職員の支援教育に関する知識・理解の向上を図り、今後の支援教育の一層の充実に努めます。

加えて「通級指導教室のてびき」を活用し、通級指導教室に関する共通理解について引き続き取り組みます。

めざす指標

次回提示予定

主な取組

① 一人ひとりの教育的ニーズ応じた支援の充実

支援学級在籍児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒、また通常学級に在籍しているが、支援や配慮を必要とする児童生徒への支援教育を進めるにあたり、子ども一人ひとりの特性を踏まえた教育的ニーズに合った指導を行うため、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、各計画に基づいた一人ひとりに沿った指導を行います。

② 通級指導教室の充実

様々な発達課題を抱えた子どもや教育的支援が必要な子どもたちが、それぞれの特性に応じた支援や教育を行えるよう通級指導教室を設置します。指導を行うにあたっては、専門性が必要となることから専門知識の習得に向けた研修を行うとともに、通級指導教室の理解を深めるための「通級指導教室のてびき」について周知を行い、教職員の知識及び専門性の向上に努めます。

③ 支援教育研修の充実

支援教育を進めるためには、支援教育担当教員のみならず、すべての教職員に障がい種別等に応じた特別支援教育に関する知識・技能はもとより、発達障がいをはじめとした障がいに関する一定の知識が必要であるため、学校内外における研修機会の確保に努めます。

④「ともに学び・ともに育つ」学校づくりの推進

国が構築を進めている共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの考え方も踏まえ、障がいのある子どもと周りの子どもたちが、同じ集団の中で一人ひとりを尊重し、互いの違いを認め合いながら支え合い、高め合うことをめざす「ともに学び・ともに育つ」教育を進めるため、支援教育の視点を踏まえた子どもへの理解、ユニバーサルデザインの観点を取り入れた授業づくりや環境整備に学校全体で組織的に取り組みます。

（2）不登校児童生徒への支援

現状と課題

様々な要因により、学校に登校することが難しい児童生徒が増加傾向にあり、不登校については本市における課題の一つに挙げられています。

不登校は、児童生徒本人に起因する特有の事情によって起こるものとしてすべてを捉えるのではなく、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得ることとして捉えなければなりません。

こうしたことから、学校が安心して過ごせる居場所づくりになるよう、魅力ある学校づくりを推進するとともに、不登校児童生徒の支援として、学校以外の場所においても学びや自立活動の機会を保障できる環境を整えることが必要となります。

今後の方向性

不登校の児童生徒への支援については、不登校となっている背景の把握に努めるとともに、適応指導教室の活用や、家庭での学習支援等、児童生徒の実情に応じた適切な支援策についての検討を進めて行きます。

めざす指標

次回提示予定

主な取組

①　適応指導教室「かがやき」の充実

不登校児童生徒に対する学びの場を確保するとともに人間関係の回復や社会的自立を促し学校社会生活への復帰を支援する場を確保するため、教育センター内において適応指導教室「かがやき」を設置し、効果的な運営に向けた運営方法等の見直しを行いつつ、専門職員による指導・相談を行うとともに、また、学校内においても、教室で学校生活を送ることが難しい子どもにとっての居場所として適応指導教室を設置し、不登校対策学生フレンドの配置等を行います。

②子ども悩み相談サポートの実施

　いじめ、不登校、暴力行為等の問題行動の課題解決を図るため、教育センター内に子どもサポートチームを配置し、児童・生徒やその保護者からの悩みの相談に応じるとともに、学校と連携し、ケース会議を開きサポートを行います。

（3）様々な状況下における学習機会の確保

現状と課題

　新型コロナウイルス感染症の拡大により、学校においても長期の臨時休校となり、学校再開後においても、感染対策を行いながらの学校運営が展開されています。今後もＩＣＴ技術の活用による遠隔授業等を含めた家庭学習や、密にならない授業のスタイルの確立などの方策を考えていかなければなりません。
　また、新型コロナウイルスだけでなく、冬に流行期を迎えるインフルエンザや、予測することが難しい自然災害など、様々な要因により子どもの学習機会が奪われかねない状況が想定されますが、どのような状況下でも、子どもたちの生きる力を育むべく、学習の機会の確保に努めることが求められています。

今後の方向性

　学校での学習活動による新型コロナウイルスの感染を防止するため、令和３（2021）年度より一人一台端末が導入されることから、家庭に端末を持ち帰っての学習についての検討や、学校内での少人数授業の検討などを行いながら、子どもたちの学びを止めないための工夫や、遠隔授業の効果的な方法についての検討を進めてまいります。

めざす指標

次回提示予定

主な取組

①　学校における感染症対策の徹底
　新型コロナウイルスをはじめとした感染症が拡大する状況においても学びを止めないよう、子どもたちが密集する状況を避けるための分散登校や複数教室を活用した分散授業の実施、時間割編成の工夫など、学習スタイルの多様化や工夫を進めます。また、安心して学校における学習活動を実施できるよう、「学校の新しい生活様式」に合わせた感染症対策の徹底を行います。

②緊急時における学びの確保

今後、やむを得ず臨時休校を行う場合においても学習活動を継続できるよう、ＩＣＴ機器を活用した遠隔学習も視野に入れつつ、家庭学習と教職員による状況把握及び指導の充実に向け取り組みます。

施策の方向３　豊かでたくましい人間性の育み

（1）自分の将来を描ける力の育成

現状と課題

技術革新による情報化、社会経済、産業構造のグローバル化、雇用システムの変化等、近年の社会環境の変化は著しく、社会の未来を予測することが非常に難しい時代となっています。こうした予測困難な時代に生きる子どもたちは、自らの将来をイメージし、目標に向かっていく力を身につけることが必要です。

学習指導要領においても、「児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を重要としつつ各教科等の特性に応じて、キャリア教育の充実を図ること」と明記されています。学校の教育活動全体を通じて、キャリア教育で育むことが期待される基礎的・汎用的能力を児童生徒に付けていくことが求められています。

今後の方向性

キャリア教育は学校教育活動全体を通じて行っていくものであり、キャリア教育を通して子どもにつけたい力を明確にするとともに共有することが大切です。学校内での意思統一はもちろんのこと、義務教育９年間における系統的な指導も大切となることから、小中一貫教育の視点も非常に重要となります。

また、子ども自身が自らの学びや成長を振り返り、自分の変容に気づき、自己理解を深めるとともに、自分の将来の姿を描きながら主体的な学びに向かう姿勢を育むための一助として、キャリア・パスポートの活用にも取り組みます。

めざす指標

次回提示予定

主な取組

①キャリア教育の推進

キャリア教育をすべての教育活動の基盤と位置づけ、子どもたちが自分の将来を描ける力を育成します。現在中学校区で作成している、キャリア教育全体指導計画を見直し、体系的、系統的に基礎的・汎用的能力の育成を図ります。また、児童生徒が夢や希望をもって将来の生き方や生活を考え、生涯にわたって学び続ける意欲を維持する基盤を構築できるよう、キャリア・パスポートを効果的に活用し、キャリア教育を実践します。

② 子どもの学ぶ意欲の向上に向けた取組

自分の将来の目標を創り、それに向けて学ぶ意欲の向上を図れるよう、９年間を見通したキャリア教育指針を作成し、全校において統一的に実施します。また、大学生や社会人、地域の方々との出会いの場を積極的につくります。

さらに、大学見学や高校見学の機会を増やし、現在の学習の将来へのつながりや将来の自分をイメージした学びへの理解を促進するなど、子どもたちの学ぶ意欲の向上につながる取組を進めます。地域の人や大学生等身近なモデルとなり得る人材の力も借りながら、子どもたちが、学ぶことの意義や、学んだことが自分の人生にどのように生かされるのかを考えることができる学校づくりを進め、子どもたちが主体的に学びに向かうモチベーションを高めることができる出会いや気づきの場づくりに取り組みます。

（2）豊かな心を育む教育の推進

現状と課題

社会の変化が激しい今の時代、よりよい幸福な人生を生きていくには、自ら考え判断し、行動していくことが重要となります。そのためには、他人を思いやる心や善悪の判断など児童生徒の道徳性を育む必要があります。

道徳教育については、学習指導要領において「道徳の時間」から「特別の教科道徳」に改正され、問題解決的な学習や体験的な学習を取り入れることで、一つの答えを求めるような「型」としての指導ではなく、子どもたち一人ひとりが自分自身の問題としてとらえ向き合うような「質」としての転換が授業づくりに求められています。

また、情報通信ネットワーク環境についても急速に変化しており、インターネット上のコミュニケーションからいじめやトラブルに発展することも考えられます。門真市においては、令和元（2019）年度には教職員にタブレット端末が、令和２（2020）年度には児童生徒に一人一台端末が整備され、学校 ICT ネットワーク環境も一新され、学校 ICT 環境は大きく改善されました。子どもたちが安全かつ適切にコンピュータや通信情報ネットワークなどの情報手段を活用できるよう、情報モラルを身につける取組が必要です。

さらに、自己肯定感と学力の相関関係が、近年様々なところで取り上げられています。規範意識や自己肯定感に関してのアンケート調査において、本市の児童生徒の回答は全国・府平均を下回っている状況であるものの、近年門真市開発的生徒指導の取組などにより一定の成果が見られています。

今後の方向性

道徳教育が「特別の教科」化されたことにより、道徳的価値について、子どもたちが一般的な意味を理解するだけではなく、多面的・多角的な視点から考えられるよう、発達段階を踏まえたあらゆる機会を通して道徳性を育めるような創意工夫を生かした授業づくりが求められています。

このことから、道徳教育推進教師を中心とした、連絡会や研修会の機会を設け、各校の情報共有を図りながら、学校全体で計画的かつ共同的な指導体制の構築に努めます。

また、ICT 機器を活用した指導がさらに加速することを踏まえ、情報通信ネットワーク環境が常に進展し変化することへの教職員の理解を深めるとともに、I定期的な情報モラル研修を行うことで、子どもたちが適切な活用ができるよう指導を進めます。

めざす指標

次回提示予定

主な取組

①道徳教育の推進

道徳教育推進教師を中心に、連絡会や研修会の機会を設け、学校全体で計画的、協働的な道徳科の指導体制の構築に努めます。

②情報モラル教育の推進

学校 ICT 環境の学習への活用を適切に進めるため、教職員への情報モラル周知と定期的な研修を行い、児童生徒に適切な指導ができる体制を構築するとともに、児童生徒がインターネット上のコミュニケーションの特性を理解し、ネットワーク上のルールや個人情報、プライバシー等、情報機器を活用する上で必要な知識について、学習機会の確保に努めます。

③ 自己肯定感の育成

学校生活において、子どもの「出番・役割・承認」の取組を続けるとともに、体験的な活動を取り入れた教育活動も行いながら、各小中学校での参考事例や実践の交流を行い、自尊感情（自己肯定感、自己有用感）や規範意識をより高める取組を推進します。

（３）開発的生徒指導の推進

現状と課題

門真市では、過去に暴力件数が多い状況があった背景から、生徒指導のあり方を考えるために平成 26（2014）年度に「生徒指導のあり方懇談会」が開催され、従来の生徒指導のとらえ方を見直し、平成 27（2015）年度よりすべての児童生徒の自己実現を目的とする「門真市開発的生徒指導」を導入しました。その実施に当たっては、受容と共感を基礎に置き、あらゆる教育活動において自己選択・自己決定・実行を豊富に経験させることを基本とした指導を実践しています。

「門真市開発的生徒指導」が、市内小・中学校に定着してきたことで、小中学校職員に「受容的・共感的に傾聴する」という意識や、「児童生徒の自尊感情・自己肯定感を向上させる」ことへの意識は確実に高まってきました。

また、平成 27（2015）年度には暴力件数が減少するなど一定の効果が見られましたが、一方で導入から年数が経過していることから、門真市教育委員会のめざす開発的生徒指導の趣旨や実践内容等を、新たに採用された教職員等に改めて周知するなど、持続して適切な指導ができるよう取り組んでいく必要があります。

今後の方向性

「門真市開発的生徒指導」が目標とする「集団や社会の一員として自分らしく生きる」という視点を持ち、受容と共感を基礎に置きながら、子どもに自己選択・自己決定・実行を豊富に経験させ、自己実現へと繋げていけるよう取組を進めます。また、指導内容の質を向上させていくためにも、指導内容の周知徹底や指導方法の見直しを行うなど、充実に向けた取組を進めます。

めざす指標

次回提示予定

主な取組

①門真市開発的生徒指導の推進

「信頼関係の構築と自尊感情の育成」、「子どもの世界を広げる活動」、「わかる・認められる授業」、「安心して学べる学校と学校組織」、「連携による多面的支援」の5つの取組を複合的に進めることで、その子どもの抱える課題の本質について理解を進め、一人ひとりが自分らしく生きるために必要とされる指導を行います。

②指導内容の充実

全ての教職員が学校において子どもと関わる際に確実に実践できるよう、新任教職員を中心とした研修活動や必要な連絡会等を実施するとともに、平成 27（2015）年度に導入された指導内容が、現状に適したものであるかどうか常に改善について研究を進め、指導内容の充実に努めます。

（４）いじめ防止への取組の推進

現状と課題

いじめは、いじめを受けた児童生徒が教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

国においては、平成 29（2017）年に「国のいじめ防止等のための基本的な方針」が改訂され、いじめ防止についての基本的施策や措置等について改めて示されたところです。

門真市においても、平成 30（2018）年８月に出された「門真市魅力ある教育づくり審議会」の答申の中で、これまで以上に実効性のある市としての「いじめ防止基本方針」の策定を求める提言を受けて、平成 31（2019）年４月に、市・市教育委員会・学校・家庭・地域・関係機関の役割を明確にした上で連携しながらいじめ防止対策に向けての取組を進めるための「門真市いじめ防止基本方針」を策定しました。

基本方針の策定によりいじめ認知件数が上がるなど、一定の効果は出ているものの、各学校により認知度合いに差が発生しており、さらなる防止に向けた啓発が必要となっています。

また、子どもの生活環境の変化によりいじめの問題も多様化しており、スマートフォンや SNS を使用したいじめも発生しているため、家庭と連携した防止対策も求められています。

今後の方向性

平成 31（2019）年に策定した「門真市いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こりうる」との認識のもと、いじめに関する理解を全教職員が持った上で防止に向けた取組を進めます。また、いじめが発生した場合に備え、児童生徒が相談しやすい体制づくりなどの取組を進めます。

めざす指標

次回提示予定

主な取組

① いじめ防止に向けた取組

教職員の知識・理解を深めるため、策定した「門真市いじめ防止基本方針」の周知徹底、具体的事例の共有等を行うとともに、いじめの未然防止や早期発見に向けた取組を進めます。取組を進めるに当たっては、関係機関との連携を図るため、関係機関で構成される「門真市いじめ問題対策連絡協議会」を必要に応じて開催し、いじめ防止についての意見交換や連絡調整を行います。また、学校内外を問わずいじめを未然に防ぐため、家庭とも課題や対策を共有することにより、家庭と連携したいじめ防止対策に努めます。

② いじめに関する相談窓口の設置

各学校内に、いじめに関して児童・生徒が相談できる窓口を引き続き設置するとともに、教員の相談スキルの向上や窓口の周知など、効果的な利用につながるような取組を進めます。

（5）人権尊重の教育の推進

現状と課題

人権諸課題についての正しい知識、自他の人権を尊重する態度と実践力を身につけた子どもの育成をめざし、関係機関との連携や教職員の人権感覚の向上を図るとともに、各小中学校において人権教育教材・資料や視聴覚教材等を活用した体験的な人権教育を推進してきました。

加えて、さまざまな文化的背景を持つ子どもたちや性的マイノリティの子どもたちも在籍しています。

子どもたちが自らのアイデンティティを大切にしながら、自分と異なる文化やセクシャリティを認め合い、ともに生きていこうとする豊かな人権感覚の育成が望まれます。

今後の方向性

人権課題については、社会の変化とともに新たな課題が生じています。新たな人権課題に対応するため、国・府の法・条例の主旨を踏まえた本市の人権教育の方向性を示すために、門真市人権教育基本方針を改訂します。

また、諸外国につながりを持つ子どもたちについては、門真市在日外国人教育推進協議会と連携しながら、多文化共生をめざした国際理解教育を推進します。

さらに、セクシャリティに関する認識については、男女平等教育の推進を始め、性別による社会的役割への課題を意識することや性的マイノリティに対する適切な理解を進めるため、学習会や実践交流会等を実施していきます。

今後もこれまでの取組を継承しつつ、時代に即応した人権教育を推進し、誰もが一人の人間として尊重され、個性と能力を発揮できる学校づくりに取り組みます。

めざす指標

次回提示予定

主な取組

①人権教育の推進
　人権教育担当者を中心に、各学校の人権教育の全体計画及び年間指導計画を新たな人権課題も踏まえて見直すとともに、教職員の共通理解のもと、学校組織としての取組を推進します。

②国際理解教育の推進
　全ての児童生徒が、世界には様々な国や民族があり、固有の歴史や文化を持っていることを学び、外国につながりのある児童生徒と、お互いに認め合いながら生きていく力を高めるための教育を推進します。

③男女平等教育の推進と性的マイノリティの子どもへの対応
　令和２（2020）年度に改訂した「門真市学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止指針に基づき、教職員から児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを未然に防止するとともに、性的マイノリティに対する適切な理解と対応や性的指向及び性自認に対するからかいやいじめの防止等に取り組みます。

（６）読書活動の推進

現状と課題

読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる上で必要不可欠なものです。近年のインターネット等の普及により読書離れがさらに進んでおり、読書の楽しさや必要性など読書活動を普及・推進していくことがますます求められています。

門真市においても、平成 20（2008）年３月に「子ども読書活動計画」を策定し、子どもの読書活動を推進するとともに、学校においても、平成 29（2017）年度より全校に学校図書館司書を配置し、学校図書館の整備等による課題改善に努めています。今後についても、情報化が進む中で、子どもたちが意欲的、自主的に読書活動ができる環境の整備を進めていくことが求められています。

今後の方向性

今後も引き続き、学校図書館司書を中心に子どもが本に慣れ親しむための取組を市立図書館とも連携して進めます。

めざす指標

次回提示予定

主な取組

①学校図書館の充実

学校図書館において蔵書数の増加に努めるとともに、子どもたちが利用しやすい学校図書館とするため、全校に配置している学校図書館司書による蔵書の点検・整理を進めるとともに、ICT 機器を活用した学校図書館の機能づくりをめざします。

②読書に楽しむ機会の充実

子どもたちの読書意欲を高めるため、夏季休業中に図書館を開放するほか、読書週間の設置や朝読書の時間など、各校が読書に親しむための工夫を凝らした取組を進めます。

③市立図書館との連携

　市立図書館職員・司書による学校訪問を行うとともに、市立図書館司書と司書教諭、図書担当教諭、学校図書館司書と読書活動の推進や学校図書館の運営・活用に関する研修や交流を行います。また、児童・生徒の読書意欲を高める取組を実施します。

施策の方向４　健やかな体を育てる教育の推進

（1）体力づくりと健やかな生活習慣の確立に向けた取組

現状と課題

体力は、子どもたちがたくましく生きるための基礎として非常に重要なものであり、健康の維持や人間の成長を支える基本的な力とされています。新学習指導要領においても、「生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現することを重視し改善を図る」とされ、必要な改善事項が盛りこまれたところです。

門真市においても、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を見ると、小学校５年生・中学校２年生とも、経年比較をすると運動能力が低下している傾向となっており、体力づくりとそれに向けての体を動かす習慣づくりを継続的に推進していくことが必要です。

また全国学力・学習状況調査において、本市における「朝食を毎日食べている割合」が全国や大阪府と比較すると低い傾向にあること、またスマートフォンの普及により生活リズムの乱れが発生していることなどから、改めて正しい生活習慣の定着に向けた取組が必要となっています。

今後の方向性

子どもの体力向上を図るため、体育授業における運動量を確保するとともに、発達段階に応じた運動を実施するなど、実施手法の研究・改善も含めた学校体育の活動の充実を図ります。

また、運動習慣と生活習慣を複合的に改善することにより、さらに体力の向上につながることから、生活習慣の定着についても取組を進めます。

めざす指標

次回提示予定

主な取組

① 学校における体力づくりの推進

子どもの体力向上、生活習慣病の予防の観点からの運動習慣の確立に向け、授業を活用した体力づくりを進めるため、学校の体育授業を充実に努めます。

また、全国体力・運動能力、運動習慣調査の結果を活用し、結果の分析により見えてくる課題の克服に努めます。

② 家庭と連携した健康づくりの推進

栄養（食事）・運動・休養の「健康三原則」に基づいた正しい生活習慣に基づく健康づくりを推進するため、学校における生活指導を行うとともに、家庭とも連携し子どもの基本的な生活習慣の確立に向けた取組を進めます。

③ 情報社会における正しい生活習慣の指導

子どもたちが、スマートフォンやタブレット型パソコンなどの情報機器に接する機会が増えていることによる生活習慣の乱れを改善するため、適切な利用方法についての指導などを通して「スマホ社会」における正しい生活習慣の定着に向けた取組を進めます。

（２）食育の推進

現状と課題

子どもたちが生涯にわたって健康な生活を送るためには、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけることが必要です。

学習指導要領においても、小中学校ともに、各教科、道徳科及び総合的な学習の時間など、学校教育活動全体を通して食に関する力を向上させることなど、学校における食育の推進がこれまで以上に明確に位置付けられたところです。

また、学校給食は食に関する指導を効果的に行える重要な場の一つです。学校給食をはじめとした学校における指導を充実するとともに、日常生活における健全な食習慣の定着に向けた家庭とも連携した、校内外含めた食育の推進が必要です。

今後の方向性

児童生徒が、食を大切にする態度や食事の重要性や健康の保持増進のために、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけ、食を通じて豊かな人間性を図ることができるよう、栄養教職員を中心に食に関する学習活動を行います。

めざす指標

次回提示予定

主な取組

① 学校給食の充実

栄養教職員と連携し、地域の特性を活かした給食提供を行うとともに、給食調理員への衛生マニュアルや調理マニュアル、アレルギー対応マニュアルの徹底を行い安全・安心な給食を提供します。

②食育の推進

市内全小中学校において、「食に関する指導全体計画」を作成し、栄養教職員と連携しながら系統的・組織的な食育を推進します。また、子どもたちが自ら献

立を考え、調理し実食を行う学校給食選手権等の取組も進め、食に関する関心を高めます。

施策の方向５　教職員の資質向上

（1）教職員の人材育成

現状と課題

教育を取り巻く動向が大きく変動し、子どもたちが学習する内容や身につける力が多様化する中、指導方法も専門的かつ多様化する必要があり、指導を行う教員にも幅広い授業力が求められています。特に、学習指導要領の改訂により、評価についてはすべての教科において「資質・能力」の３つの柱で再整理され、学び方についても「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」の３つの点が重視されます。また、授業においては、主体的・対話的で深い学びに視点を置いた授業の在り方が求められるとともに、これからを生き抜くために必要な新たな力を子どもにつけるための授業づくりも必要となっています。さらに、授業手法についても超スマート社会に対応するため、GIGA スクール構想のもとでの ICT を活用した授業へと大きく変わっていくことから、これまでの黒板を中心とした授業展開に加え、子どもに一人一台配置する端末を活用した新たな授業展開に対応するための力も求められます。

今後の方向性

これからの時代に適合した指導方法の実践、授業力の向上に向け、学習指導要領に対する理解を深めるとともに、これまでの研修内容に加え、校内外問わず幅広い内容の研修を実施します。研修の実施に当たっては教職員の経験年数に応じて必要な時期に必要な能力を身につけることができるよう、計画的な人材育成に努めます。

めざす指標

次回提示予定

主な取組

① 社会の変化に対応した教職員の資質向上

これからの時代の教育に対応できる教職員の資質向上を図るため、学習指導要領に基づく研修やＩＣＴを踏まえた研修を含め、専門的かつ幅広い研修を実施します。研修を行う際には、先進校への視察、講師を招いての研修、外部研修への参加など各学校の実態に即した研修手法とする一方で、市内全校での研究授業や研究討議会を実施するなど、校内外様々な能力向上の機会確保に努めます。

② 組織的・継続的な人材育成

社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員を組織的・継続的に育成するため、キャリアステージに応じた指導体制の構築に努めます。人材育成に当たっては、「門真市教職員のキャリアステージにおける人材育成指標」に基づき取組を進めるとともに、人事評価制度を活用し教職員一人ひとりの能力や業績を適切な評価及び反映を行うことにより教職員の意欲向上にも努めます。

（2）職場におけるハラスメントの防止

現状と課題

学校において、性別や年齢、校務上の人間関係を背景に相手の意に反する不適切な言動によって相手に精神的又は身体的な苦痛などを与えるハラスメントは、働く環境に悪影響を及ぼすことが懸念されています。また、教員の人間関係や職場環境の悪化は、教職員のストレス、体調の悪化・意欲の低下はもちろんのこと、子どもとの関わりについても質の低下を招くことにもつながることから、様々なハラスメントのない職場づくりが求められています。また、ハラスメントは個人の問題だけではなく職場全体の問題でもあるため、組織的に発生防止に努めていく必要があります。

今後の方向性

学校においてすべての教職員が気持ちよく教育活動に取り組むため、教育委員会が策定する各ハラスメント防止指針に基づき未然防止に努めるとともに、ハラスメントに関する相談窓口を適切かつ有効に活用しハラスメントのない職場環境をめざします。

めざす指標

次回提示予定

主な取組

① ハラスメントの未然防止

門真市教育委員会における「職場におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」「学校における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する指針」「学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止指針」に基づき、必要な研修を実施することなどによりハラスメントに関する教職員の理解を深めるとともに、ハラスメントのない良好な勤務環境の維持に向けた職場全体の意識づけにより発生防止に努めます。

②　ハラスメント相談窓口の設置

ハラスメントに関する問題解決を迅速かつ適切に行うため、学校内及び門真市教育委員会内に相談窓口を設置し、プライバシーに配慮しながら問題解決に当たります。

施策の方向６　学校の組織力向上と開かれた学校づくり

（１）学校組織の改善と「チーム学校」としての組織力の強化

現状と課題

　学校を取り巻く課題が多様化する中で、様々な課題に対応できるよう教職員一人ひとりの資質能力を向上させることに加え、「チーム学校」として組織的に課題解決や状況改善に臨むことが重要です。加えて、学校の特性や地域性などに応じて、その学校が持つ人材や地域資源を活用した取組が有効的であることから、校長のリーダーシップによる学校経営が求められています。
　また、子どもや学校の抱える課題の解決、未来を担う子どもたちの豊かな成長のためには、社会総がかりでの教育の実現が不可欠であり、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」の観点が大切となるため、それを踏まえた学校づくりを進めていく必要があります。

今後の方向性

　各学校の実情に沿った戦略的かつ有効的な学校運営を促すため、学校における学校経営計画を策定することとし、計画の見直しを行うことなどのよりより効果的な学校運営ができるよう組織改善を図ります。また、併せて学校予算の弾力化を図ることにより、自立性の確保に努め学校のマネジメント機能の強化をめざします。
　また、「地域とともにある学校づくり」を進めるためのコミュニティ・スクールの導入に向けた取組を進めます。

めざす指標

次回提示予定

主な取組

①　ＰＤＣＡサイクルに基づく学校経営
　校長のリーダーシップのもと、企画会議等を有効に活用し、効率的かつ効果的な学校をめざします。学校運営に経営的観点を取り入れるため、め

ざす学校像の実現に向けた具体的な取組内容を定めた学校経営計画を各学校により策定し、教職員が一丸となった組織的な取組を推進するとともに、PDCA サイクルを活用した見直しを行うなど、教育内容の取組改善に努めます。

② 学校の自立性の確保

学校の独自性を発揮し自立性・自主性を確保した学校運営を促すため、学校予算を弾力的に運用し、各学校の創意工夫による教育活動を行うことのできる仕組みづくりに努めます。

③ コミュニティ・スクールの推進

「地域とともにある学校づくり」を行っていくためには、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度を導入した学校）が有効な手段であるため、各小中学校におけるコミュニティ・スクールの設置に向け取り組みを推進します。

設置に向けては、学校運営に関する基本的な方針を明確に打ち出すことや学校運営のビジョンや課題の共有が大切となることから、めざすべきビジョンの達成に向け、学校長がリーダーシップを発揮し、学校内の組織運営を円滑に行うことができる仕組みづくりに努めます。

（2）教職員の働き方改革の推進

現状と課題

社会の急激な変化が進む中で、子どもに身につける能力も多様化しており、学習指導のみならず学校が抱える課題がより複雑化・困難化していることに伴い、それに対応するための教職員に求められる業務も増加し多忙化の一途をたどっています。学習指導のための準備に加え、部活動や生活指導等など授業以外で子どもと関わる時間も増加しているため勤務が長時間化する傾向にあり、健康的な労働環境を確保するため、また本来の業務である子どもと向き合い指導することが実践できる状況とするため、働き方改革がますます求められています。

今後の方向性

本来の業務に集中し、効果的な教育活動を行うことができるよう、多忙化解消に向けた取組を進めるとともに、膨大となっている事務作業を効率化することにより働き方改革を推進します。

めざす指標

次回提示予定

主な取組

① 多忙化解消に向けた取組

教職員の業務の幅が広がりつつあることを踏まえ、本来の業務範囲を基にした業務の適正化を図るとともに教職員間での業務量の平準化を図ります。

また、「門真市部活動の在り方に関する指針」に基づき部活動の改善を進めるとともに、スクール・サポート・スタッフ等の外部人材を活用するなど、業務量の削減に向けた取組を進めます。

② 事務の効率化の推進

事務を効率化するため、校務支援システム等 ICT を活用した省力化に努めます。また、中学校区における事務の共同実施を継続し、業務のさらなる効率化・平準化に向けた検討を進めます。

施策の方向７　安全・安心・快適な学びの場づくり

（1）学校施設の改善

現状と課題

学校は子どもたちにとって学びの場であり、日中過ごす場であることから、安心・安全・快適な学校施設は、最も重要な事項です。本市の学校施設の多くが築40 年以上経過し、全校において耐震改修工事の実施及び一部の学校において大規模改修工事を行っているものの、老朽化は深刻な状況となっています。また、時代とともに学習内容や学習形態も変化していることから、児童生徒にとって安全で安心な施設であることはもとより、これからの教育に即したより良い教育環境の実現に向け、計画的に整備を進めていく必要があります。

今後の方向性

令和２（2020）年度に策定した「門真市学校施設長寿命化計画」に基づき、学校施設の築年数や老朽化している学校施設や設備等の状況を日常点検や法定点検等による結果を一元的に管理できる仕組みを構築するとともに、今後の学習内容のあり方に合わせた学校施設の整備手法について検討を行い学校施設の維持管理・更新に係るトータルコストの縮減と予算の平準化が図ることが期待される施設の長寿命化改修について検討を進めます。

めざす指標

次回提示予定

主な取組

① 長寿命化計画の推進

今後の計画的な長寿命化等による施設整備について検討を進めるにあたり、コンクリート等の調査や法定点検等を活用して学校施設の老朽状況を整理し、一元的に管理できる体制を構築し効率的、効果的な改修計画を検討します。

② 施設の修繕等の実施

良好な学習環境を保つために、学校との連携を密にし、緊急性・必要性の高い修繕等については迅速に対応し、児童生徒が安心・安全な学校生活が送ることでき学習に支障をきたすことがないように努めます。

（２）新たなつながりを創る学校づくり

現状と課題

　学習指導要領の改訂により、子どもたちが「主体的・対話的で深い学び」を実践していくための学校づくりはますます重要なものとなっています。新たな時代に対応するためには、子どもたちが多様な人間関係の中で多様な価値観に出逢い学び合う環境づくりが必要です。

　本市においても、令和２（2020）年度に「門真のめざす教育とこれからの学校づくりについての実施方針」を策定し、門真のめざす「将来の自立をめざして自分の生き方を見つける教育」を実現するための学校のあり方として、「人とのつながりの中で学び・育つ学校づくり」をめざすこととしており、「縦のつながり」「横のつながり」「将来の自分とのつながり」の３つのつながりを創る学校を目標としています。一方で「これからの時代、これからの門真に対応した学校づくり」として、地域に開かれた学校づくりについてもめざすこととしており、「地域の人が行きかう、地域とともにある学校づくり」についても進めていくこととしています。

今後の方向性

　令和２（2020）年度に策定した「門真のめざす教育とこれからの学校づくりについての実施方針」に基づき、門真のめざすこれからの学校として、街のブランド力の向上にむけた「地域の人が行きかう、地域とともにある学校づくり」を進めます。また学校づくりを進める上での学校として、門真のめざす教育の実現に向けた小中一貫校（義務教育学校）の整備を進めます。

めざす指標

次回提示予定

主な取組

① 地域の核となる学校づくりの推進

　地域資源を活用や学校を拠点とした地域活動などを行う場としての「地域の人が行きかう、地域とともにある学校」を目指すことにより、自立した地域社会

の基盤づくりを図り街のブランド力を高める「学校を核としたまちづくり」を推進します。

② 小中一貫校（義務教育学校）の整備

小中一貫教育をさらに効果的に進めるため、「縦のつながり」や「将来の自分とのつながり」など多様な人間関係を通した、異学齢・異学年のつながりの中で育つことのできる場所としての小中一貫校の整備をめざします。

（３）子ども一人ひとりの課題に沿った支援

現状と課題

本市では、家庭環境や家庭の経済状況に課題を抱える子どもの割合が比較的高く、安定した学校生活や学習環境が確保できていない状況です。一方で、複雑多様化した課題に対して、時に専門的な知識を持って対応する必要もあり、課題解決のためには学校の教職員だけではなく、専門職や関係機関との連携が必要不可欠です。学校だけでなく子どもに関わる関係者がチームとなって取り組むことが求められています。

今後の方向性

子どもたちの様々な課題に対し、学校教職員に加え、子ども悩みサポートチームをはじめとした関係機関が連携し「チーム学校」として子どもの抱える課題解決を図ります。また、学校内においても支援できる体制の充実に努めます。

めざす指標

次回提示予定

主な取組

① チーム学校でのサポートの推進

子どもが抱える個別の課題によって、関係する子ども悩みサポートチーム、こども未来応援ネットワーク推進員・応援団員、家庭児童相談センター、子ども家庭センター、警察等と連携し、教職員が子どもに関する情報や指導方法を共有し、「チーム学校」として子どもに対応できる体制をつくります。

② 学校内における子どもの課題解決に向けた体制づくり

学校生活において、様々な家庭環境に置かれた子どもに適切な学習環境及び学習機会の確保を行うため、SSW（スクール・ソーシャル・ワーカー）をはじめとした、個々の生活課題を解決するための体制づくりに努めます。

（４）子どもたちを事故や災害から守るための取組の充実

現状と課題

子どもが学校生活を送るにあたっては、登下校時や課外学習も含め事故や事件、自然災害など、子どもの安全を脅かすことが予期せず発生する恐れがあります。平成 21（2009）年に施行された学校保健安全法では、各学校において学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の策定を義務付けるとともに、地域の関係機関との連携に努めることとされています。

本市においても、各学校が危機管理マニュアルを作成し、それに則った危機管理体制をとっていますが、より最新の動向を注視し、常に現状に合ったものか確認し、見直すことも含め体制を維持していくことが必要です。

また、危機管理を行うにあたっては、登下校時の対策も必要となることから、学校だけでなく地域も含めた見守りが必要不可欠な状況です。

今後の方向性

各学校が作成する危機管理マニュアルに基づき、学校・家庭・地域・関係機関が連携した危機管理体制の構築及び危機管理対策の実施を行います。

めざす指標

次回提示予定

主な取組

① 学校事故の防止

学校における熱中症や体育授業等における活動時・課外活動時の事故の発生を防止するため、危機管理マニュアルを教職員全員が理解し、常に安全の視点を持って学校活動を行います。

② 防災教育の推進

大規模災害の発生に備え、学校ごとに策定した防災計画に基づき、PTA や自治会等も参加可能な防災訓練の実施に努めるとともに、市危機管理課や防災の専門家を招聘した防災教育の実施に努めます。

③ 子どもの登下校時の見守り活動の充実

小学校区において通学路で「見せる防犯」を行う「キッズサポーター」をボランティアの協力を得て配置します。また、市においても公用車に青色回転灯を搭載し安全啓発を行う「青色防犯パトロール」を実施し、職員による安全見守り活動を行います。さらに、警察官 OB を「スクールガードリーダー」として配置し、学校と連携して下校時の通学路を巡回し、児童の安全確保に努めます。

③ 「子ども 110 番の家」の普及促進

子どもが事故などに遭いそうになり救助を求めてきた際に、警察や学校など関係機関に連絡することにより地域ぐるみで子どもの安全を見守る「子ども 110 番の家」を普及し、「子ども 110 番の家」として活動するボランティアの活動を促進します。

（５）学校外における子どもの学習支援の推進

現状と課題

昨今の核家族化や都市化の進展また人間関係の希薄化などにより、放課後の学習の場の確保が求められています。また、本市においては、家庭の事情や経済的な理由により家庭で学習ができない子どもも多い状況ですが、家庭の環境によらず学ぶ環境を確保し、学習習慣の定着や希望する進路に向けた学習支援を行うことが必要です。

今後の方向性

学校での授業時間以外の学習活動として、地域やボランティアの力を借りて「Kadoma 塾」などの学習支援を実施するとともに、家庭における学習支援を行うことにより、学習習慣の定着を図ります。

めざす指標

次回提示予定

主な取組

①「Kadoma 塾」の実施

学ぶ意欲と能力が高いにも関わらず、さまざまな家庭の事情により家庭での学習が難しい市内中学生を対象に「Kadoma 塾」を実施し、高校進学等に向けた学習支援を行います。

②家庭学習への支援

学校における学習に加え家庭においても学習習慣の定着を図るため、家庭学習の意義や実践方法などの具体例を示した「門真市学びのススメ」の周知を行うとともに、具体的な活用を行うための方法等について学校が示すなど、家庭学習を進めるための支援を行います。

次回提示